

項 目	開示請求等の手続
規定上の 変更点	<p>1 開示決定等を行わなければならない期限が、現行条例の「開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内」から「開示請求があった日から 30 日以内」に変わる（法第 83 条）</p> <p>2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に諮問しなければならない。（法第 105 条第 3 項）</p>
分 類	②手続きについて施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項（法第 108 条）

1 決定期限

（1）現行条例と改正法の比較

	期限	現行条例	改正法
開示	決定期限	開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内（条例第 20 条第 1 項）	開示請求があった日から 30 日以内（法第 83 条第 1 項）
	延長期間	46 日以内（条例第 20 条第 2 項）	30 日以内（法第 83 条第 2 項）
訂正	決定期限	訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内（条例第 32 条第 1 項）	訂正請求があった日から 30 日以内（法第 94 条第 1 項）
	延長期間	30 日以内（条例第 32 条第 2 項）	30 日以内（法第 94 条第 1 項）
停 用 止 用	決定期限	利用停止請求があった日の翌日から起算して 30 日以内（条例第 40 条第 1 項）	利用停止請求があった日から 30 日以内（法第 102 条）
	延長期間	30 日以内（条例第 40 条第 2 項）	30 日以内（法第 102 条）

（2）本市における期間延長の状況

ア 過去 3 か年において、延長の決定をした件数及びその日数

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件数	3	1	9
日数	14 日、16 日、60 日	55 日	59 日(5)、60 日(4)
理由	文書特定に時間がかかった、文書大量	文書大量	文書大量

※R3 の 9 件は、2 人（2 件、7 件）による請求

イ 過去 3 か年における、処理日数 44 日以下の件数及びその割合

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
請求件数	86	70	98

処理件数	14 日以下	94	75	175
	44 日以下	96	75	175
	45 日以上	1	1	9
処理件数 44 日以下の割合		97.0%	98.7%	94.9%

(3) 決定期限に関する本市の方向性

開示の決定期限は開示請求があった日から 14 日以内とし、延長については改正法の規定のとおり 30 日とする。なお、訂正・利用停止請求は改正法の規定のとおりとする。

条例に規定することにより開示決定等を行う期限及び延長可能な期間を 30 日より短い日数とすることが可能である。(事務対応ガイド 6-1-5-1)

一方で、開示決定等を行う期限を短縮した場合であっても延長可能な期間について法が定める 30 日を超える期間とすることはできない。(QA 5-6-1)

よって、開示の決定期限 14 日以内、延長期間 30 日とすると、現行の制度から延長期間が 16 日短縮されることとなるが、1 (2) アのとおり期限を延長する件数は少数であり、1 (2) イのとおり処理に 45 日以上かかる件数も少数である。また、開示対象文書が膨大であって 44 日間で全ての開示決定を行えない場合でも法第 84 条の特例延長をすることが可能であることから、事務的に大きな支障は生じないと考えられる。

訂正請求及び利用停止請求については現行の制度と改正法に差異はないことから、改正法の規定のとおりとする。

2 開示の手続きに係る様式等について

開示請求書等の様式については市施行規則で規定することとする。

法第 108 条により、開示請求等に係る手続きについて施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている。

開示請求書等の様式については国から標準様式が提示されているが、現行の制度における様式にあるようなメールアドレスの記載欄等がなく、また、本市では徴収しないこととした手数料の欄があることから、本市における運用と様式の内容が一致していない。

よって、市施行規則において様式を定めて運用することとする。

国標準様式（開示請求書）は別紙 1 のとおり

現行条例の様式（開示請求書）は別紙 2 のとおり

3 審査請求

(1) 改正法の趣旨

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、令和 3 年改正法の施行前における地方公共団体における一般的な運用を考慮した上で、審理員指名及び審理員審理の規定を適用しないこととした上で、審査庁における審理手続を行うこととしている。(ガイドライン 6-4-2-1)

また、地方公共団体の機関は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対して諮問する必要がある。(事務対応ガイド6-4-4)

(2) 審査請求に関する本市の方向性

千葉県個人情報保護審査会は維持し、審査請求に係る手続きについては現行条例と同様とする。

現行の制度において、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、不訂正請求、利用訂正請求に係る不作為に係る審査請求については、千葉県個人情報保護審査会に諮問している。

改正法施行後についても、令和3年改正法の全面施行前の条例で設置している審査会等については、設置条例等の改正により、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関として位置づけることで、引き続き当該機関を活用することができる(QA 5-9-3)。

よって、改正法施行後も千葉県個人情報保護審査会は設置することとし、審査請求の手續に関する事項については、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないことから、現行条例の審査会に係る規定と同様の規定を定める。

なお、審査会の設置については別添資料6のとおり